

平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画〔第8期〕）（素案）の概要

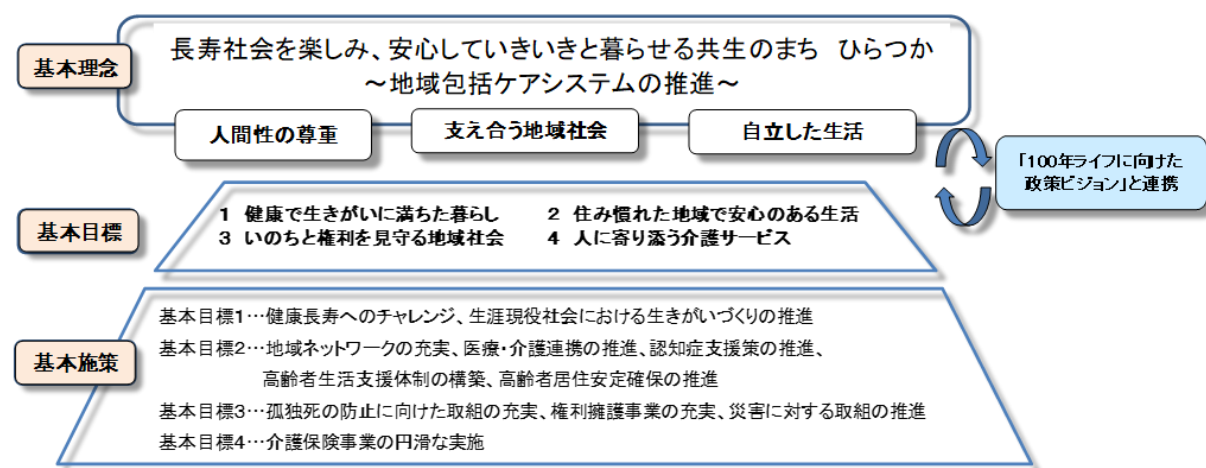
1 計画の概要(体系図が裏面にあります)

基本理念 「長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせる共生のまち ひらつか」

本計画では、地域共生社会の実現に向けた「中心をなす土台」である地域包括ケアシステムの推進を図ることをさらに明確に示すため、第3期計画（計画期間：平成18年度～平成20年度）から継承してきました基本理念「長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせるまち」に、新たに「共生」という文言を加え、「長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせる共生のまち ひらつか」を基本理念とすることとしたほか、引き続き「地域包括ケアシステムの推進」を行うこととしています。

なお、「人間性の尊重」、「支え合う地域社会」及び「自立した生活」は変わらず基本理念をつくる不可欠な3つの要素としています。

本計画では、第7期計画に引き続き4つの基本目標を設定します。高齢化の進展に伴う社会状況及び市民ニーズの変化に対し、健康寿命の延伸に向けた高齢者の自立支援・重度化予防のほか、家族介護者支援や医療介護連携、施設等の基盤整備など、さらなる取組を進めることにより、高齢者が住み慣れた地域で、元気に日常生活を送れることを目指します。



地域包括ケアシステム：高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自らの健康状態や生活環境等に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する仕組み。

基本目標1「健康で生きがいに満ちた暮らし」

高齢者が地域のなかで社会的役割を持つことで、生きがいや健康の増進につなげ、健康でいきいきと毎日を楽しむことができる社会を目指します。そのために、高齢者がそれぞれの地域で自主的に、継続性のある心身の健康増進や介護予防及び重度化防止に取り組むための仕組みづくりに努めます。

基本目標2「住み慣れた地域で安心のある生活」

在宅での療養生活を充実するため、医療と介護関係者の相互理解と連携体制を構築し、地域全体で高齢者の日常生活を包括的に支援します。また、高齢者が認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようなまちづくりに努めます。

基本目標3「いのちと権利を見守る地域社会」

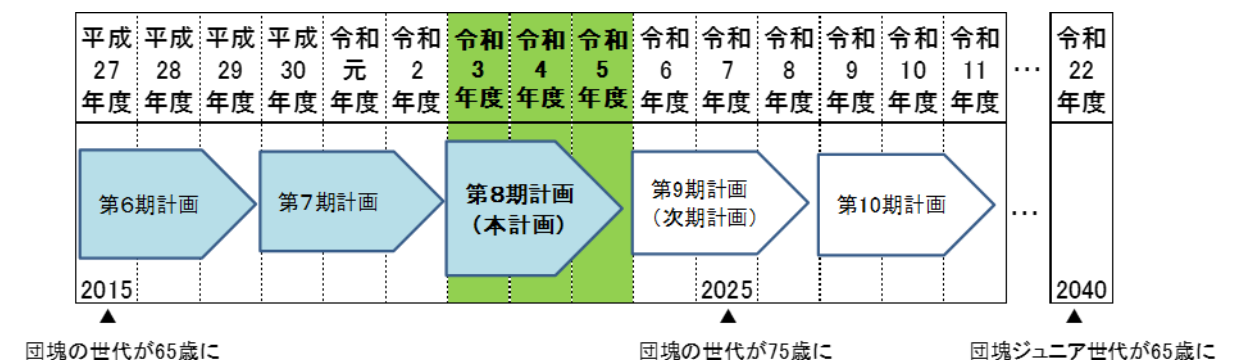
ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯や認知症高齢者の増加に備え、「高齢者が孤立することのないまち」を目指し、地域での「支え合い」を軸にしながら、高齢者の権利擁護体制を確立するとともに、災害に対する備えを充実させ、高齢者の命と権利がお互いに守り守られるような福祉のまちづくりを推進します。

基本目標4「人に寄り添う介護サービス」

高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域で自らの尊厳を維持し、心身の状況に応じて介護サービスを安心して利用できるよう、介護保険制度の周知や介護サービスに関する情報の提供に努めます。また、介護事業者には介護給付の適正化やサービスの質の向上を図ります。さらに、介護サービスを安定的に提供するために事業者の介護人材確保に対して関係機関と連携しながら積極的な支援を行います。

2 計画の期間

高齢者福祉計画は老人福祉法に基づき、介護保険事業計画は介護保険法に基づき策定するものです。また、この二つの計画は、密接な関連性をもつため、一体のものとして策定します。計画期間は、介護保険法により、3年を一期とする計画を定めることが規定されています。したがって、この計画は令和3年度から令和5年度までの3年間の計画となります。



施策の体系

施策の体系は、以下のとおりです。

